

新旧対照表

浦安市青少年健全育成連絡会補助金交付要綱（平成6年告示第115号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額）</p> <p><b>第3条</b> 補助金の額は、<u>756,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この告示は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（補助金の額）</p> <p><b>第3条</b> 補助金の額は、<u>475,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p>